

会員・連携会員の皆様への会長メッセージ

「日本学術会議第 23 期 2 年目（平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月）の活動に関する評価」における指摘事項に対する考え方について

平成 29 年 6 月 13 日

会長 大西 隆

本年 4 月に開催された日本学術会議第 173 回総会では、外部評価有識者の尾池和夫座長から、日本学術会議第 23 期 2 年目（平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月）における日本学術会議の活動状況に関する評価（以下「外部評価」という。）について、御報告いただきました。

外部評価は、尾池座長をはじめとする 6 名の外部評価有識者の皆様に、日本学術会議の活動状況について評価していただき、その内容をまとめたものです。

外部評価では、日本学術会議の活動をより一層積極的かつ効果的なものにしていくため、活動面、組織面について、重要な御指摘をいただきました。御指摘のあった以下の点について、私の考えと決意をお伝えします。

1. 迅速な審議について

【指摘事項（外部評価から抜粋）】

「一期三年」とらわれず、例えば審議スケジュールを「1 年間」「半年間」等と一定期間に定めることで、より迅速に審議して頂きたい。特に社会的に注目されている課題については、時宜を得て提言を出せるよう、迅速に審議頂きたい。

【指摘事項についての考え方】

テーマに応じて迅速な審議を行うことは、特に日本学術会議の社会的責任という観点で重要です。

最も迅速に対応する方法は、会長談話、幹事会談話等であり、これまでも折に触れてこうした方法を用いてきました。また、社会的に重要なテーマについて分野横断的に審議する「課題別委員会」では、比較的短時間で「提言」等を公表した例があります。例えば、課題別委員会である「安全保障と学術に関する検討委員会」では設置 1 年以内に、また、「学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会」では設置半年以内に声明・報告・提言を取りまとめて公表しました。今後も、社会的に注目されている課題について、時宜を得た提言を出せるように、可能な限り迅速に審議を進めることが重要です。

一方、分野別委員会等においては、会員及び連携会員の任期等を踏まえると「一期三年」を活動の目安として、3 年かけて公表文書をまとめることが多い

ようです。しかし、ここでも、テーマによっては、できる限り迅速な審議を心がけることが求められると思います。迅速な審議は、提言等の期末への集中緩和にも資すると考えられます。

2. 活動内容の周知・フォローアップについて

【指摘事項（外部評価から抜粋）】

日本学術会議の「提言・報告」等の活動内容が十分に活用されるように、ホームページ等広報媒体の工夫を含め、社会への幅広い周知・関係者への働きかけ等を強化すべきである。特に重要テーマについては、長期的にフォローアップする体制を整え、周知度調査を実施し、必要に応じて提言・報告等を改訂すべきである。

【指摘事項についての考え方】

これまでも、提言などが出しっぱなしになっているのではないかとの指摘がありました。このため、周知やフォローアップのための方法を取り入れてきました。

主なものは、提言等の公表時に、記者会見・報道発表によってメディア等を通じて周知に努めたり、シンポジウムやサイエンスカフェの開催を通じて議論を喚起してきました。また、日本学術会議の広報媒体としては、雑誌「学術の動向」の編集協力を通じた情報発信のほか、学会等にメール配信する「日本学術会議ニュース・メール」、ホームページ、Twitter等を活用しています。今後もこうした広報や議論喚起の手段を積極的に活用していく所存です。

また、提言等の長期的なフォローアップも重要な課題であり、重要テーマについて、一定の期間を経過したら、再度同一にテーマに取り組んで発信することも意味があると思います。

3. 「選択と集中」の徹底について

【指摘事項（外部評価から抜粋）】

日本学術会議として「選択と集中」を徹底していただきたい。取組を強化すべき重点活動を特定し、当該活動に関する学術調査員増員、周知・広報の強化、提言等の追跡調査の実施等に取り組んでいただきたい。

一方、委員会の期末見直しの徹底、連携会員数の見直し等のスリム化にも取り組んでいただきたい。

【指摘事項についての考え方】

限られた会員・連携会員、予算、事務局スタッフを考えると、選択と集中は日本学術会議が常に念頭に置く必要のあるテーマです。

選択と集中を、効果的に進めるために設けられたのが、分野横断的な「課題

別委員会」であると考えています。最近の活動では「安全保障と学術」や「ゲノム編集」に関する課題別委員会の活動が、社会的にも大きく注目されています。人員や予算を、社会的に重要性の高いテーマに集中し成果を上げることが必要です。

学術会議はボトムアップ型の組織であり、様々な分野の分科会や、その活動を支える会員・連携会員が役割を果たすことが重要です。一方、国費を用いて活動する以上、委員会・分科会等の設置・活動に際しては、「真に重要な課題に関して提言・報告等の具体的な成果を社会に示すことができる見込みがあるか」という点について、対外的な説明責任を果たす必要があります。本年10月から始まる第24期への入れ替わりに際しては、以上の観点を踏まえ、しっかりと連携会員の選考及び委員会・分科会等の期末・期首の見直しを実施します。

4. 次世代の科学者育成に関する活動について

【指摘事項（外部評価から抜粋）】

全学問分野を俯瞰する日本学術会議として、初等・中等教育から高等教育までの在り方を含めて、次世代の科学者育成に関する分析・提言を充実して頂きたい。また、若手アカデミーについては、地方在住等の若手科学者を含め、活動強化に取り組んで頂きたい。

【指摘事項についての考え方】

与えられたミッションから見て、日本学術会議の提言等が研究活動や高等教育を対象としたものとなりがちなのは避けられないかと思えます。

しかし、次代を担う人材の育成という観点から、これまでも、初等・中等教育から高等教育までの在り方について、様々な提言を公表しており、第23期には英語、算数・数学、高校公民等に関してそれぞれ提言を公表してきました。こうした教育分野は重要な課題の一つであり、今後も積極的に取り組んでまいります。

また、本年10月の会員・連携会員の半数改選に当たっては、若手の選考にも十分留意し、今後、若手アカデミーの体制が大幅に強化できるように取り組んでまいります。

5. 科学者の倫理に関する取組

【指摘事項（外部評価から抜粋）】

我が国の科学者が社会からの信頼を確固たるものになるよう、「科学者の倫理」に関する取組を強化して頂きたい。また、日本学術会議自体が高い倫理を保ち、社会からの信頼を得られる機関となるよう取り組んで頂きたい。

【指摘事項についての考え方】

これまでも「科学者の行動規範」や「日本学術会議憲章」等を作成・周知するとともに、学術会議の各種活動について関連規定を整備してきたところで、これを機に、会員・連携会員が、これらを遵守することが重要です（別紙参照）。日本学術会議では今後とも、科学者の倫理に関する取組を積極的に実施してまいります。

（別紙）

- ・ 日本学術会議憲章
- ・ 科学者の行動規範

(別紙)

『日本学術会議憲章』

(平成 20 年 4 月 8 日 第 152 回総会決定)

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第6項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

声明「科学者の行動規範」(抄)

〔平成 18 年 10 月 3 日制定〕
〔平成 25 年 1 月 25 日改訂〕

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. 公正な研究

(研究活動)

7 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

8 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責

務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

9 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

10 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

Ⅲ. 社会の中の科学

(社会との対話)

11 科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

12 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

13 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

Ⅳ. 法令の遵守など

(法令の遵守)

14 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

15 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

16 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(以上)